

### 第 3 5 回 軽米町 議会 定例会

令和 4 年 1 2 月 5 日 (月)  
午前 1 0 時 0 0 分 開 会

#### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 軽米町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 8 号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第 1 2 議案第 9 号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 4 年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	福島	貴浩	君	
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		日山	一則	君	
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君	
健康福祉課	総括課長	工藤		薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君	
水道事業所	長	中村	勇雄	君	
教育委員会	教育長	小林	昌治	君	
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君	
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君	
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君	
監査委員		西山	隆介	君	
監査委員会事務局	長	関向	孝行	君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。

ただいまから第35回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から、報告1件、議案13件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、田村せつ君、中村正志君、西館徳松君、茶屋隆君、山本幸男君、江刺家静子君の7名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和4年8月分から10月分までにに関する現金出納検査結果と地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査結果及び同条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果の報告があり、その写しを配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、了承願います。

本定例会の会期については、11月29日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より12月15日までの11日間とし、議案13件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、配布してございますので、朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 初めに、政務報告に入る前に、私自身が新型コロナウイルスに感

染し、11月28日から自宅で療養し、本日から職務に復帰することになりましたことをご報告申し上げます。

症状は軽症であったため、在宅により職員との連絡体制を確保し、町政の運営に支障がないように取り組んでまいりました。この間、町民をはじめ議員各位に大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました。

今後も、新型コロナの感染対策には十分注意しながら、職務を遂行してまいりたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、政務報告をいたします。

本日ここに令和4年12月町議会定例会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。全国の感染状況は、新型コロナウイルスの流行「第8波」が到来したことによる感染拡大と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。

県内でも11月30日現在、対人口10万人当たりの新規感染者が846人となっており、県内で最も感染が拡大した8月、9月の感染状況に迫る状況となっております。

本町においても新規感染者が散見され、町内及び近隣市町村でもクラスターが確認されていることから、新型コロナウイルスの流行「第8波」による感染拡大が懸念される状況が続いております。

今後も、基本的な感染対策とともに、毎日の検温など、自身の健康管理やマスクの着用など、継続した取組を周知徹底してまいります。

次に、新型コロナワクチン接種について申し上げます。60歳以上の高齢者等を対象とした4回目接種は、9月末まで実施し、約3,600人が接種を終えております。

オミクロン株対応ワクチンへの切替えは9月27日から実施し、10月以降は2回目接種を終えた12歳以上の方への接種を実施しております。

また、5歳から11歳までの小児用ワクチンの3回目接種につきましては国の方針に基づき9月26日から実施し、生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種についても開始されることになったことから、接種体制の整備、保護者への周知を進め11月28日から開始しております。

なお、接種券の送付につきましては対象者に順次送付しており、希望する方々が早期に受けられるよう、円滑な実施に努めているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業等の進捗状況について申し上げます。国庫補助事業である「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、低所得者世帯の児童60人を対象に1人につき5万円、合計で300万円の給付を完了

いたしました。

また、県の単独事業である「いわて子育て世帯臨時特別支援金」につきましては、県の支援金に町も独自に同額を上乗せし、対象児童に1人につき3万円を給付することとし、現在までに327世帯、569人の児童を対象に1,707万円を給付しており、さらに公務員世帯への給付と同事業の第2回目の給付準備を進めているところであります。

原油高騰、物価高騰の影響を受ける高齢者世帯の負担軽減を図るため町独自に創設した「軽米町後期高齢者等臨時特別給付金」につきましては、後期高齢者等に対し1人当たり1万円の給付金を給付することとし、現在申請を受け付け、給付準備を行っております。

また、昨年引き続き実施している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、令和4年度非課税世帯で令和3年度未受給の方を対象に141世帯、1,410万円の給付をしております。

さらに、同事業の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業として非課税世帯の方を対象に5万円の給付金を給付することとし、現在確認書によるプッシュ型給付を進めております。

町内の消費拡大による経済活性化を目的としたプレミアム付き商品券につきましては、これまで発行した1万3,275セットにつきまして完売しております。

運輸事業者等に対する運行支援緊急対策支援事業につきましては、11月15日現在で6事業者に対し給付が完了しております。

中小企業、個人事業主等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業につきましては、12月1日から申請の受付を開始したところでございます。

今後は、さらに周知を図りながら、町内事業者を支援してまいりたいと考えております。

かるまい交流駅（仮称）整備事業について申し上げます。かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、外部サッシ工事がほぼ完了し、天井、壁、床などの内装工事、多目的ホールの鉄骨工事、電気、機械等設備工事を施工中であり、令和5年12月の供用開始に向け早期完成に努めてまいります。

また、かるまい交流駅（仮称）の名称につきましては、町民に公募し、建設検討委員会及び運営検討会議のメンバーで審査を行い、名称は「かるまい文化交流センター」、愛称は「宇漢米館」に決定したことをご報告申し上げます。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。メガソーラー施設につきましては、令和元年10月から工事着手しておりました「軽米高家太陽光発電所」は、本年12月末に売電開始すべく順調に工事が進められております。

また、風力発電事業につきましては、小軽米地区に計画の（仮称）小軽米風力発

電事業について、11月27日に事業予定区内の行政連絡区長などを対象に事業者が説明会を開催したほか、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の縦覧が、11月30日から来年1月4日まで、役場町民ホールと小軽米出張所で行われております。

二戸市との境界付近の計画の（仮称）折爪岳風力発電事業につきましては、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の縦覧を12月12日から行う予定としており、周辺地区で説明会を開催する予定となっております。

大規模園芸施設の誘致につきましては、小軽米地区で地権者説明会を10月27日に開催し、事業者においては、一旦事業計画全体を中断し、全体的な設計を再検討することを地権者などに説明したところであります。

次に、人口ビジョン・総合戦略について申し上げます。人口減少に歯止めをかけるとともに、持続的な発展に向け重点的に実施する取組をまとめた第2期軽米町人口ビジョン・総合戦略につきましては、目標達成に向けた事業の進捗状況等の点検・評価を行うため、11月30日に総合戦略推進委員会を開催いたしました。委員会で出された意見を参考に、今後の事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、交通安全活動について申し上げます。交通安全の推進につきましては、二戸警察署をはじめ交通安全協会や母の会連絡協議会、交通指導隊など関係団体と連携して、交通事故防止活動を推進しているところでございます。

これから冬にかけ、さらに夕暮れが早まることから、引き続き関係団体と連携してライトの早め点灯と反射材用品の着用を呼びかけるなど、交通事故防止活動に積極的に取り組んでまいります。

福祉事業について申し上げます。支え合いの地域づくりを目的とし、子供から高齢者まで全ての方が気軽に集える住民主体の常設型の居場所「トコかる」につきましては、今年10月に1周年を記念したイベントを行い、子供から高齢者まで多くの方に来ていただいたと伺っております。今後も、利用者拡大に向けた取組や運営支援を行うとともに、地域住民が共に助け合うシステムづくりを推進してまいります。

認知症施策といたしましては、11月に軽米小学校と晴山小学校で「孫世代のための認知症講座」を実施いたしました。今後は、企業向けの認知症サポーター養成講座の実施などにより、認知症への理解を深めるための取組を進めてまいります。

次に、高齢者等ごみ出し支援事業について申し上げます。高齢者等の日常生活の負担を軽減するためごみを戸別収集するごみ出し支援事業につきましては、本年10月3日からサービス利用申請書の受付を開始し、11月10日から5人に対してサービスを開始いたしました。今後も制度の周知を図るとともに、福祉関係者等とも連携し支援が必要な高齢者等の把握に努め、利用拡大に向けた取組を進めてまい

ります。

次に、児童福祉事業について申し上げます。保育施設ごとの園児数は、12月1日現在で軽米こども園105人、小軽米保育園34人、晴山保育園41人となっております。

保育施設における新型コロナウイルスの感染についてご報告いたします。11月22日、新型コロナウイルスのクラスターが発生しました。保育士1人、児童5人が感染いたしましたが、直ちに園内の消毒を行い、園児の体調管理を把握し、保護者への説明を行った上で、1日間の学級閉鎖措置を取ったところであります。

現在は通常の運営となっておりますが、今後も基本的な感染症対策を徹底し、安全安心な保育に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。生活習慣病予防の推進につきましては、脳卒中に焦点を当てた取組として、血圧、血糖値の自己管理について、食事や運動の実技など生活習慣病の重症化予防を目的とした健康教室を来年の2月まで19の地区で実施してまいります。

平成2年から本町も参加して行われている多目的コホート研究の成果に関する講演会を11月9日に行い、健康寿命の延伸に向けた方策を示していただいたところであります。

子育て世代包括支援センター「めぐかる」では、幼児を対象とした「うまっこ教室」、「パカパカ教室」を継続して実施しております。今後も親子の遊びを中心に、周囲の愛情を受けて元気に育ち、保護者も安心して子育てができるような環境づくりを行ってまいります。

農林振興事業について申し上げます。水稻につきましては、本年度の岩手北部の作況指数は99と、おおむね平年並みの作柄となったところであります。

本年産主食用米のJA新しいわての概算払金は、当町の主力品種である「いわてっこ」が1等米で30キログラム当たり5,100円となり、昨年より850円の上昇となったところでございます。

経営所得安定対策の各交付金につきましては、国から農家への支払手続が11月下旬から順次行われているところでございます。

工芸作物である葉たばことホップにつきましては、平年並みの数量となっており、本年度から葉たばこを廃作した農業者につきましては、県農林振興センターと農協等が連携を図り、新たな園芸品目の推進や経営及び生産に係る支援を行ったところでございます。

園芸作物である野菜、花卉、果樹につきましては、平年並みの単価となっており、リンゴや加工用桃につきましては、台風の影響もなく、数量も平年並みとなっております。

8月から実施しております農業資材価格高騰等対策支援事業費支援金につきましては、11月までに297人に対し4,260万円の交付決定を行い、農業者等への支援を行っているところでございます。

今後、新たな申請に対応するため本定例会に増額の補正予算を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

新規就農支援につきましては、これまで夫婦4組を含む14人が経営開始型の農業次世代人材投資事業を活用しており、現在は1人の支援を行っております。

また、町単独事業である軽米町親元就農給付金事業につきましても、これまで4人を採択しており、現在は1人の就農支援を行っているところであります。

今後も広報かるまいやかるまいテレビなどにより事業を周知し、地区及び関係機関と連携を図りながら、新規就農者の掘り起こしや継続的かつ計画的な就農支援を行い、当町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ってまいります。

8月3日に発生した豪雨災害について申し上げます。林道災害復旧事業は全て完成となり、農業用施設災害復旧事業につきましては12月20日完成予定で現在進めております。

農地等小規模災害復旧事業は、7件申請されており、今月末までの受付となります。

次に、畜産振興について申し上げます。畜産産地づくり強化対策として継続実施している繁殖雌牛の県外導入につきましては、今年度5頭の導入が完了し、畜産農家の規模拡大と経営の安定化に努めたところであります。

町営牧野につきましては、11月15日に両牧野を閉牧したところであり、農家の生産コストの低減が図られたものと考えております。

鳥インフルエンザ対策について申し上げます。今年2月に県内初となる鳥インフルエンザが久慈市内で発生したところであり、これから発生が危ぶまれることから、飼育管理につきましては引き続き鳥インフルエンザの発生につながる野鳥の侵入防止等の管理の徹底を呼びかけ、発生した場合の対応につきましては、対応マニュアルに基づき県と町の役割を再確認し、対策を進めているところであります。

木炭振興について申し上げます。県内の木炭生産者や一般消費者を対象に、軽米商工会において講演会と交流会が開催され、町内の木炭について一層の理解とPRが図られたものと考えております。

次に、ライスセンター整備事業について報告いたします。高家地区に整備されるライスセンターにつきましては、本体工事は11月16日に着工し、年度内完成を目指し工事を進めております。

観光事業について申し上げます。10月16日に開催を予定していた「食フェスタ」につきましては、関係団体から意見を伺いながら開催に向けて検討してまいり



ましたが、開催に慎重な意見が多く、やむを得ず中止を決定したところでございます。

「食フェスタ」に出店を予定していた事業者の皆様には10月29日と30日にミル・みるハウスで開催された「感謝祭」への出店を案内し、今年度は軽米町産業開発と町内事業者が連携を図り盛大に開催されたところであります。

11月20日に実施いたしました「かるまい冬灯り」につきましては、イルミネーションの点灯式で景品つきお菓子まきを行い、多くの方々に楽しんでいただいたところでございます。

来年2月に八戸市のショッピングセンター「ラピア」において出店を予定している「観光と物産キャンペーン」では、来年度のイベントのPRを行う予定であり、今後におきましても、感染症対策と両立する社会経済活動の動向に注視し、関係団体等と連携を図りながら町の活性化に向け努めてまいります。

町道整備事業について申し上げます。継続事業の赤石峠小玉川線道路舗装工事、蛇口蜂ヶ塚線道路改良舗装工事、みそころばし竹谷袋線道路舗装工事、参勤街道線道路改良工事は全て完成し、うち赤石峠小玉川線道路整備事業は本年度で事業完了となったところであります。残る新規路線の板橋米田岡堀線ほか1路線に係る調査測量設計業務につきましては、早期完了に努めてまいります。

道路施設・河川の維持管理について申し上げます。舗装、側溝、河川などの修繕につきましてはおおむね完了しており、今後においても状況を確認し、適正な維持管理に努めてまいります。また、除雪業務につきましては委託業者等の契約が完了し、冬期間における通行安全確保に努めてまいります。

橋梁長寿命化計画に基づく道路メンテナンス事業による橋梁補修工事は、計画された橋の工事に着手しており、早期完成に努めてまいります。

町営住宅等住環境整備について申し上げます。町営住宅建て替え事業は、戸建て住宅6戸の建設と既存住宅解体工事に着手したところであり、早期完成に努めてまいります。

また、住宅リフォーム奨励事業は現在12件の申請を受け、9件が完了しており、引き続き住環境の整備の支援に努めてまいります。

公共土木施設災害復旧事業について申し上げます。町単独事業として実施している公共土木施設災害復旧事業の被災箇所24件のうち17件に着手しており、8件が復旧したところであります。残る被災箇所についても、早期復旧に努めてまいります。

公共下水道等、汚水処理事業について申し上げます。公共下水道事業は、引き続き処理区域内の下水道接続の普及促進に努めてまいります。

下水道事業会計の地方公営企業法の適用につきましては、固定資産調査業務と下

水道会計システム導入業務を実施しており、令和6年度からの適用に向け準備作業を進めているところであります。

また、処理区域外に対する浄化槽設置整備事業は、現在13件の申請を受け、8件の整備が完成し、引き続き公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業では、観音林東地区の配水管布設替え工事は発注済みであり、関係機関と調整を図りながら事業を進めているところであります。引き続き、安全な水の安定供給と効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、未給水区域の飲用水確保対策事業は、現在3件の申請を受け、2件が完了している状況であります。

次に、教育関係について申し上げます。3年目の新型コロナウイルス禍にあって、国の方針では場面ごとにマスク着用を求めず、移動の制限についても大幅に緩和するような状況となっておりますが、各学校では感染拡大防止を徹底し学校運営を行っております。授業や行事につきましては計画どおり行い、今後についても引き続き取り組むこととしております。

また、10月には学習発表会や文化祭が開催され、創意工夫のある取組や発表が行われております。

小軽米小学校では9月16日、学校公開研究会が開催され、管内の教職員が来校し、ICT機器を活用した授業を行い、1人1台のタブレットを効果的に活用した授業づくりの研究が行われております。

11月12日には、軽米中学校体育館においてPTA会員が一堂に会する軽米町教育振興運動集約集会と二戸地区PTA連絡協議会研究大会とが合同開催され、功績団体・個人の表彰や実践発表、講演が盛大に行われました。

芸能文化関係では、10月30日に農村環境改善センターで町民文化祭開催式典と7団体によるステージ発表が行われ、中央公民館においては11月6日まで書写絵画等の作品展示が行われました。

また、11月27日には農村環境改善センターで郷土芸能まつりが催されるなど、町民の伝統文化の伝承につながる活動の広がりに期待しているところであります。

本定例会には、専決処分事項の報告と職員の定年等に関する条例の制定及び一部改正に関する議案9件、消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に関する議案1件、一般会計ほか補正予算に関する議案3件の合わせて13件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において3番、江刺家静子君、4番、中村正志君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月15日までの11日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月15日までの11日間に決定しました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提出の説明を求めます。総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 報告第1号 専決処分事項の報告についてでございます。

報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分の内容でございますが、物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、本年11月11日に専決処分したものであります。

和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりであります。

損害賠償の額は、55万8,800円であります。

和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないものとするものであります。

損害賠償の原因につきましては、令和4年6月29日午後2時30分頃、会計年度任用職員がごみ収集業務のため公用車で国道340号、下新町地区大字軽米13地割31-1地内を走行中、運転操作を誤り道路施設に衝突し損害を与えたため、その損害賠償をするものでございます。

以上、物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではありませんので、以上で報告第1号 専決処分事項の報告についてを終了いたします。

---

◎議案第1号から議案第13号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から日程第16、議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの13件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から議案第11号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第7号）の11件について、総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第1号から第11号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正による職員の定年引上げに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

概要につきましては、補足資料の1ページを御覧ください。令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律案が公布されたことにより、60歳を境に適用される制度が次のように改正されるものです。

現行60歳の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳となること。管理職の職員は、原則として60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任する役職定年制度を導入すること。60歳を超えた職員の給料月額、当分の間、60歳前の7割水準に設定すること。60歳以降、定年前に退職する場合であっても、当分の間、定年退職と同様に退職手当を算定すること。60歳に達した日以後、定年前に退職した職員については、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入すること。現行の再任用制度を廃止し、定年年齢の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳ま

での間の経過措置として暫定再任用制度を導入することとしております。

条例案の内容につきましては、第3条関係で、職員の定年を年齢65年とすること、第5条から第11条関係で、地方公務員法の一部改正に伴い役職定年制度による降任等に関し必要な事項を定めること、第12条、13条で、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めることとしております。

附則関係の施行期日等につきましては、附則第1条関係でこの条例は令和5年4月1日から施行すること、附則第2条以降は勤務延長及び再任用職員に係る経過措置について必要な事項を定めるものとなります。

議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い所要の改正をしようとするものです。

条例案の内容につきましては、第3条関係で、懲戒処分のうち減給処分を行う場合の減給の額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずることとするものです。

議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案第4号は、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、補足資料の4ページを御覧ください。定年前再任用短時間勤務制度は、60歳以後定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度です。定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日までとなります。

定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、現行の再任用短時間勤務職員と同様に、週15時間30分から週31時間までの範囲内で定められた時間となります。定年前再任用短時間勤務職員の休暇の種類は、現行の再任用職員と同様とするものです。年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その職員の勤務形態に応じた日数とするものです。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額額は、各給料表に定める基準給料月額のうち、当該職員の属する勤務の級に応じた額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とするものです。定年前再任用短時間勤務職員に支給される手当は、現行の再任用職員と同様とするものです。長期継続雇用を前提に、ライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や、主として人材確保を

目的とする手当（扶養手当、住居手当等）は支給しないこととなります。

議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。議案第5号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の育児休業等に関する所要の改正をしようとするものです。

議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。議案第6号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い所要の改正をしようとするものです。

議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、一般職の給与に関する所要の改正をしようとするものです。

概要につきましては、職員の定年の引上げに伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与に関する特例を設ける等、所要の改正をしようとするものでございます。

概要につきましては、補足資料の3ページを御覧ください。条例案の内容につきましては、第5条、第5条の2、第13条、第19条、第20条、第22条、別表第1及び別表第2の関係で、定年前再任用短時間勤務職員の給与等の算定方法を定めること、附則第18項から附則第24項関係で、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料について定めることです。

職員が60歳に達した日後の4月1日の職員の給料月額を給料表に定める給料月額に100分の70を乗じた額とすること、管理監督職勤務上限年齢制度の適用により管理監督職以外の職へ降任された職員は、降任された日の前日の給料月額に100分の70を乗じた①の差額を加算して支給すること、給料月額を基礎として算定する手当を支給する場合は、給料月額に役職定年者等の特例による給料を含んで算定することになります。

附則関係の施行期日につきましては、附則第1条関係でこの条例は令和5年4月1日から施行すること、附則第3条及び第4条関係では暫定再任用職員に対する一般職の職員の給与に関する条例の適用を定めることとなります。

概要につきましては、暫定再任用職員の給料月額は給料表のうち定年前再任用短時間勤務職員の項を適用し、その職員の属する職務の級に応じた額とするものです。

各手当の規定に応じて暫定再任用職員を定年前再任用短時間職員とみなして適用する。暫定再任用職員の勤勉手当の総額にあっては、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員と合算することとなります。

なお、暫定再任用制度の概要につきましては、定年が段階的に引き上げられる経過期間において65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措

置する制度です。地方公務員法の改正により現行の再任用制度が廃止され、令和5年4月1日から導入されるものでございます。

議案第8号の提案理由をご説明申し上げます。議案第8号は、職員の再任用に関する条例を廃止する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い現行の再任用制度が廃止されることから、職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものです。

議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。議案第9号は、職員の高齢者部分休業に関する条例でございます。理由といたしましては、地方公務員法の改正による職員の定年引上げに伴い、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を新たに定めようとするものです。

概要につきましては、定年年齢から5年を減じた年齢に達した職員について、1週間の勤務時間の2分の1の時間を上限として休業することができること、休業している時間については1時間単位で給料を減額すること、休業を取得した期間に応じて退職手当に係る期間の算定から除外することなどでございます。

議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。議案第10号は、軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、軽米町消防団員の処遇の改善を図るため所要の改正をしようとするものです。

内容につきましては、消防庁の通知において非常勤消防団の報酬等の基準が示されたことを踏まえ、本町消防団員の報酬及び費用弁償について標準額と均衡が取れた額となるように引き上げるものです。年額報酬につきましては、団員が現状2万4,000円から3万6,500円となり、階級によりそれぞれ権衡を図るものです。出動報酬につきましては、水火災、警戒の現状2,400円、訓練2,800円から、1日7時間45分当たり8,000円を基準とし、活動時間に応じて引き上げるものです。

議案第11号の提案理由をご説明申し上げます。議案第11号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第7号）であります。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,512万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億2,954万6,000円とするものでございます。かるまい交流駅（仮称）整備事業の施設整備購入費や原油価格、物価高騰に伴う役場庁舎、教育施設などの光熱水費などに係る歳入歳出予算を主な内容とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、4ページを御覧願います。第2表のとおり、繰越明許費の補正はかるまい交流駅（仮称）整備事業の施設備品に関する経費の1億5,245万7,000円となります。

債務負担行為の補正につきましては、5ページを御覧願います。第3表のとおり、

債務負担行為の補正は、町民バス運行業務委託事業とスクールバス運行管理業務委託事業につきまして、令和5年度から令和7年度までの限度額を追加するものでございます。

議案第1号から議案第11号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第12号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

- 地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第12号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,061万1,000円とするものでございます。

議案第12号について、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課総括課長、橋場光雄君。

〔町民生活課総括課長 橋場光雄君登壇〕

- 町民生活課総括課長（橋場光雄君） 議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号は、令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,405万3,000円とするものでございます。

ご審議の上ご議決を賜りますように、よろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案13件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案13件については、委員会条例第5条第1項の規定によって令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。



よって、ただいま議題となっております議案 13 件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項及び第 6 条第 4 項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。  
本日以後の特別委員会は、委員長から通知されます。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月7日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前10時59分）